審査基準及び標準処理期間

所属名	医療課医務•看護担当
内線番号	4754

No.	項目		内容
1	処分名		医療法人の合併認可
2	法令名		医療法
3	法令番号		昭和23年法律第203号
4	根拠条項		第58条の2第4項、第59条の2
5	処分権者		京都府知事
6	法令の定め		第五十八条の二 (第1項から第3項は省略) 4 吸収合併は、都道府県知事(吸収合併存続医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事をいう。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (以下、省略) 第五十九条の二 第五十八条の二から第五十八条の四までの規定は、医療法人が新設合併をする場合について準用する。この場合において、第五十八条の二第一項及び第三項中「吸収合併契約」とあるのは「新設合併契約」と、同条第四項中「吸収合併存続医療法人」とあるのは「新設合併設立医療法人」と読み替えるものとする。
7	審査基準		●医療法の一部を改正する法律の施行に関する件 (昭和25年8月2日厚生省発医第98号厚生事務次官通知) ●医療法人の合併及び分割について (平成28年3月25日医政発0325第5号 厚生労働省医政局長通知)
8	経由機関名		
9	協議機関名		京都府医療審議会
10	標準処理期間		(⑪合計期間)標準処理期間を設定していない
		経由期間	
		協議機関	
		当該処分機関	
12	問合せ		医療課医務•看護担当(075-414-4754)
13)	備考		当該認可については、京都府医療審議会の承認が必要です。 必ず、事前に担当まで御相談ください。